

人事発令の伝達要領に関する通達

昭和 36 年 3 月 23 日

陸幕発総第 332 号

改正 昭和 36 年 9 月 20 日陸幕発総第 1172 号 昭和 36 年 12 月 14 日陸幕発電第 3140 号
昭和 46 年 11 月 17 日陸幕監理第 140 号 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 27 年 9 月 24 日陸幕補第 909 号 平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号
令和 4 年 3 月 31 日陸幕総第 377 号

陸上総隊司令官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長
各 機 関 の 長

陸上幕僚長代理の命により
総務課長

(例規 21)

人事発令の伝達要領に関する通達

標記の件、任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号。以下「訓令」という。）の制定に伴い現行個別命令をもって発令されていた事項中訓令に定められている任免、補職、入所、入校（等）並びに休職、復職、派遣及び昇給についての発令は人事発令とし、人事発令は人事発令通知書等により当該隊員に伝達するよう定められたので、4 月 1 日以降下記要領により実施されたい。

記

- 1 人事発令の書式及び人事発令通知書の様式
陸幕発 1 第 66 号（36. 3. 18 陸上自衛隊公報 760 号掲載）によるものとする。
- 2 人事発令通知の宛先
人事発令通知は、原則として指揮系統を通じて当該隊員に伝達するものとし、宛先部隊等の長（以下「受信部隊等の長」という。）は次の各号のとおりとする。
 - (1) 指揮下の隊員に関する人事発令通知の宛先は、当該隊員の現指揮系統上における発令者の直近下位の部隊等の長とする。
 - (2) 指揮下外の隊員に関する人事発令通知の宛先は、当該隊員の訓令に基づく当該権者又は派遣先の長とする。
- 3 人事発令の伝達責任者
人事発令の伝達責任者は前項に定める受信部隊等の長とする。
- 4 人事発令者から伝達責任者への通知要領

- (1) 人事発令通知書を送付するか又は電報により、発令事項を通知する。
この場合人事発令通知は、急を要するものを除き、その日に発令されたものを取りまとめて通知する扱いとすることができる。
 - (2) 人事発令通知の番号は、暦年ごとの一連番号とする。この場合、番号の割当は、通知手段によって区別することなく、人事発令通知番号簿（別紙）により行うものとする。
なお、発令通知を行った後において更に同じ日に発令通知を行う場合は、新たな番号を用いるものとする。
 - (3) 電報をもって通知する場合の書式は人事発令通知書に準ずる（通知日付は省略する。）ものとし、発電番号は人事発令通知記号の次に「第〇号電」を付したものを扱い、通知番号に併用する。
 - (4) 人事発令通知書は、通達類に準じた取扱いをするものとする。すなわち、人事発令通知番号簿を部課等用の発簡簿に代えて処理するほか一般の文書と同じ取扱いになる。
- 5 受信部隊等の長から当該隊員への伝達要領
人事発令通知書を受領した受信部隊等の長は、确实迅速に当該隊員に伝達するものとする。伝達要領については、受信部隊等の長において定めるものとする。
- 6 人事発令通知記号
人事発令通知番号に冠する記号は、陸上自衛隊行政文書管理に関する達（陸上自衛隊達第 32—24 号（令和 4 年 3 月 30 日））別紙第 6 に掲げる「部隊等の略号」の次に「人発」を付するものとする。
- 7 その他
- (1) 陸上幕僚長の人事発令のうち採用時、昇任（格）時、降任（格）時等の号俸又は俸給月額の設定及び昇給発令を除く事項は現行どおり陸上自衛隊報に掲載する。
 - (2) 補職権者を異にして、補職替えを行う場合は、新旧両補職権者の共通の上級補職権者が発令するか又は新補職権者が発令し、その人事発令通知の宛先は本通達第 2 項によるものとする。
 - (3) 勤務記録表の根拠命令欄への記載は、人事発令の通知手段によって区別することなく、発令者の記号番号を記載する。

人事発令通知番号簿の様式

番 号	発簡（信）日付	宛 先	写送付（通報）先		
			種別		種別
（記 載 例）					
151	27.11.2	西部方面総監	電	富士学校長、小平学校長	電
152	11.3	中央会計隊長	文	需品学校長	電
153	11.4	北部方面総監	電		
〃	〃	中央業務支援隊長	文		
154	11.6	航空学校長	電	東北方面総監	電
155	〃	〃	電		

（注）種別の欄中、「文」は通知書の送付を、「電」は電報による通知を示す。